

佐賀県屋外広告物ガイドライン

ルールとモラルでつくる魅力的な景観づくり



ルールとモラルでつくる 魅力的な景観づくり

佐賀県は美しい自然景観や緑豊かな田園景観に恵まれ、魅力的な都市景観も形成されています。また、次世代に残したい歴史的な建物やまちなみをはじめ個性あるまちも多く、山地、里山、市街地、海岸などの地域の特色を活かした美しい景観づくりを進めています。

このような景観は、佐賀県民共有の財産です。そのような景観をつくる重要な要素のひとつに「屋外広告物」があります。過剰な屋外広告物は景観を壊すこともありますが、場所やデザインによってはまちの個性や賑わいづくりに寄与することもあります。

そこで、佐賀県では景観に配慮した屋外広告物の新しいルールづくりの検討を行い、平成21年3月に屋外広告物条例を改正しました。

また、今回のルールづくりにあたり、屋外広告物を規制し排除するためではなく、より高品質なものへ誘導し、「佐賀県らしい」魅力的な景観を形成していくため、屋外広告物のるべき姿（モラル）の解説書として、本ガイドラインを策定しました。

屋外広告物には許可申請が必要です

佐賀県が対象とする屋外広告物とは、「常時または一定期間継続して屋外で公衆に掲示されるもの」で、営利・非営利を問いません。よって、公共団体が掲示するものも含まれます。

基本的に屋外広告物を掲示する場合は、許可申請が必要です。

屋外広告物の設置を業としている人で、県内に設置をする場合は、佐賀県の屋外広告業の登録が必要です。

→詳細はP18

県と市町の屋外広告物ルール

地域の個性を活かすために、県はベースとなるルールをつくりました。

市町のルールと併せ、個性豊かな魅力的な景観づくりを目指します。

→詳細はP11

※佐賀市内は独自のルールがありますので佐賀市へお尋ねください。

ルール改正1 線から面へ

道路沿線等を規制していましたが、区域で規制するようになりました。

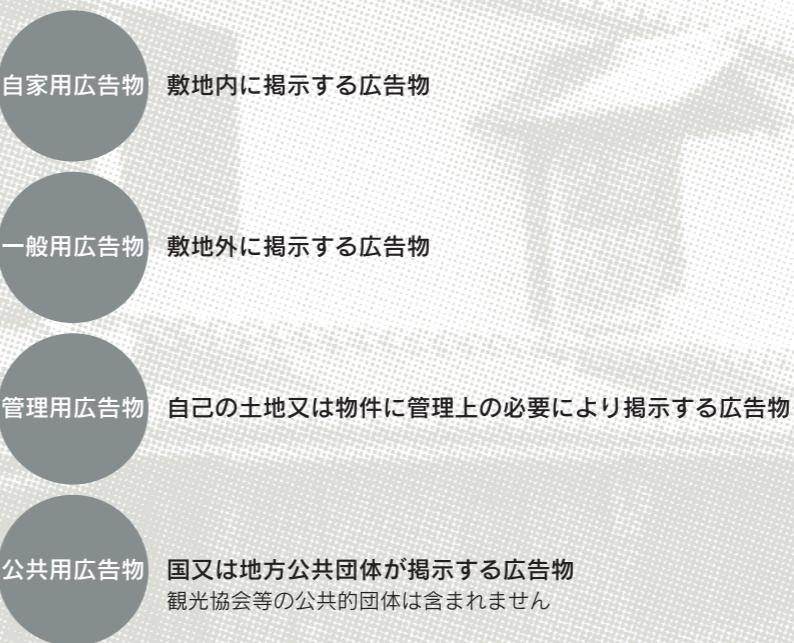
屋外広告物が掲示できない区域を禁止区域、それ以外は許可区域となります。



ルール改正2 対象広告物の変更

従来の一般用広告物のみを対象とする規制から、自家用広告物、管理用広告物、公共用広告物を含む全ての屋外広告物が対象となりました。

→P5,6 参照



ルール改正3 優秀広告物の特例措置

優れたデザインの自家用広告物については、基準が緩和される特例措置を設けました。

色や面積を規制することではなく、地域や景観に配慮した美しい屋外広告物の設置を目標としています。佐賀県美しい景観づくり審議会で優れた広告物と承認された場合は、基準を超えていても掲示ができるようになります。

→詳細はP12

目次

1.	屋外広告物ガイドライン概要	01
2.	禁止区域と禁止物件	03
3.	許可区域	04
4.	屋外広告物の種類	05
5.	屋外広告物基準	07
5-1.	共通基準	07
5-2.	第1種許可区域基準	08
5-3.	第2種許可区域基準	09
5-4.	重要交差点区域基準	10
5-5.	特例地区	11
5-6.	優秀屋外広告物の特例措置	12
6.	デザインの視点	13
6-1.	周辺環境との調和	13
6-2.	デザインの手法	15
6-3.	基礎資料	17
7.	屋外広告物手続きの流れ	18
8.	表示面積の算定	19
9.	違反広告物に対する措置	20
	問い合わせ先・連絡先	21

2. 禁止区域と禁止物件

禁止地区と禁止物件

2

屋外広告物が設置できない区域と施設

屋外広告物を掲示できない区域を禁止区域とし
屋外広告物の掲示を禁止している物件を禁止物件とします



重要文化財 特別史跡・名勝 天然記念物
県重要文化財 国定公園 県立自然公園 保安林
高速自動車国道 西九州自動車道
風致地区のうち知事が指定する区域
都市公園
※備考1 一部許可される場合があります
港湾 駅前広場及びそれらの周辺の区域のうち知事が指定する区域
官公署 学校 図書館 公会堂 公民館 博物館 美術館 体育館
国立及び公立の病院 公衆便所のある区域
交差点及びその周辺の区域のうち、知事が指定する区域（特定広告物交差点等許可区域）
佐賀県遺産に認定された区域及びその周辺のうち、知事が指定する区域
景観上特に重要な区域として知事が指定する区域



※1 橋りょう ※2 トンネル ※3 街路樹 ※4 路傍樹
※5 信号機 ※6 道路標識 ※7 防護施設
消火栓 火災報知機 火の見やぐら
郵便ポスト 公衆電話ボックス 送電塔 送受信塔 照明塔
※11 煙突 ※12 ガスタンク ※13 水道タンク
電柱 街灯柱
銅像、神仏像及び記念碑
※14 景観法により指定された景観重要建造物、景観重要樹木
道路の路面
※備考2 一部設置できる物件があります

- ※備考1
- 禁止区域に掲示できる屋外広告物**
- 自家用広告物で表示面積の合計が $5m^2$ 以内の場合は、基準適用除外とします。
特例措置（P12）の承認を受けた場合は、 $10m^2$ 以内まで適用除外となります。
 - 自家用広告物で表示面積の合計は $20m^2$ 以内、建植広告物にあっては地上から広告物上端までの高さが $15m$ 以内のもの（知事の許可を得たものに限る）。
 - 道標、案内図で1面の表示面積が $2m^2$ 以内、表示面積合計が $4m^2$ 、高さが $2m$ 以下のもの（知事の許可を得たものに限る）。但し、重要交差点区域においては表示できません。
 - 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いで、工事期間中に限り表示され宣伝用ではないもの。また、周囲の景観を損なわないもの。
- ※備考2
- 禁止物件に掲示できる屋外広告物**
- 国又は地方公共団体が公共目的をもって表示する場合は、※1～※7の物件に掲示できます。
 - 自家用広告物で表示面積の合計が $5m^2$ 以内の場合は、※3、※4、※8～※15の物件に基準適用除外として設置できます。
 - 禁止物件の所有者又は管理者が管理上の必要に基づき掲示するもの。

3. 許可区域

許可区域

3

屋外広告物を掲示できない禁止区域を除き県内全ての区域を許可区域とします
許可区域に広告物を設置する場合は原則として知事の許可が必要です



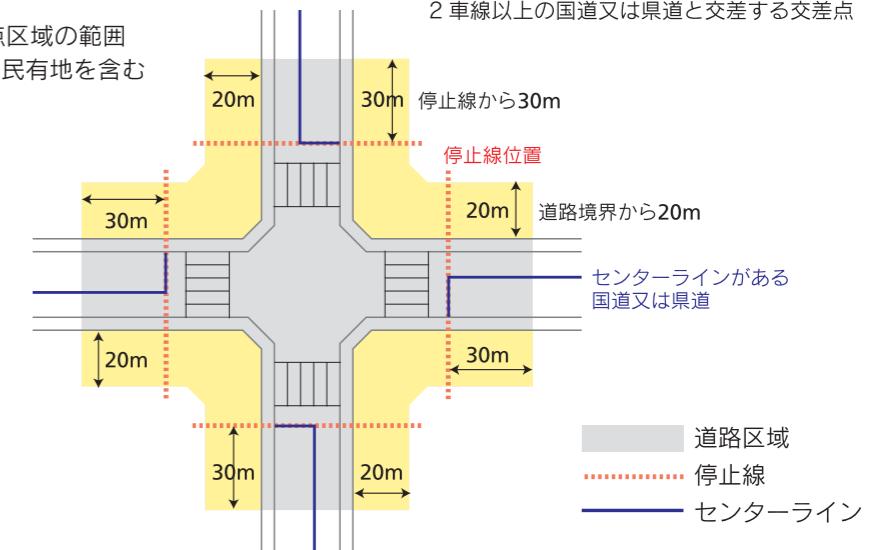
第2種許可区域を除く全ての区域
第2種許可区域のうち 下記の4地域
 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域
 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域



都市計画法で規定した市街化区域及び非線引き都市計画区域（用途指定区域）
第2種許可区域のうち 下記の4地域は除きます（第1種許可区域になります）
 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域
 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域



県全域における特定広告物交差点等許可区域
重要交差点区域の範囲
■ 民有地を含む



許可区域のうち知事と市町長の協議により広告物特例地区を定めた区域又は区間

●許可区域の確認は、各土木事務所等へお尋ねください（屋外広告物担当窓口 ガイドライン P.21 参照）

第1種、第2種許可区域が所在する市町名

第1種許可区域のみの市町	小城市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、玄海町、大町町、江北町、白石町、太良町
第1種、第2種許可区域のある市町	唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、基山町、有田町

4. 屋外広告物の種類

屋外広告物とは

「常時または一定期間継続して屋外で公衆に掲示されるもの」で

自己の氏名、名称、店名、商標、又は自己の事業、営業の内容等を掲示するものや、案内、誘導、注意等も含まれます。

また、建築物の壁面などに、事業所名や事業又は営業内容などが記載されている場合、その地色がマンセル表色系※の彩度が10を超えるものについては、佐賀県においては原則として広告物とみなします。屋外広告物が設置される場所によって、自家用広告物と一般用広告物に分かれます。

※日本工業規格 Z8721

屋外広告物の分類

自家用広告物 右図の緑色の広告物

自己の住所又は事業所、営業所、作業所等、

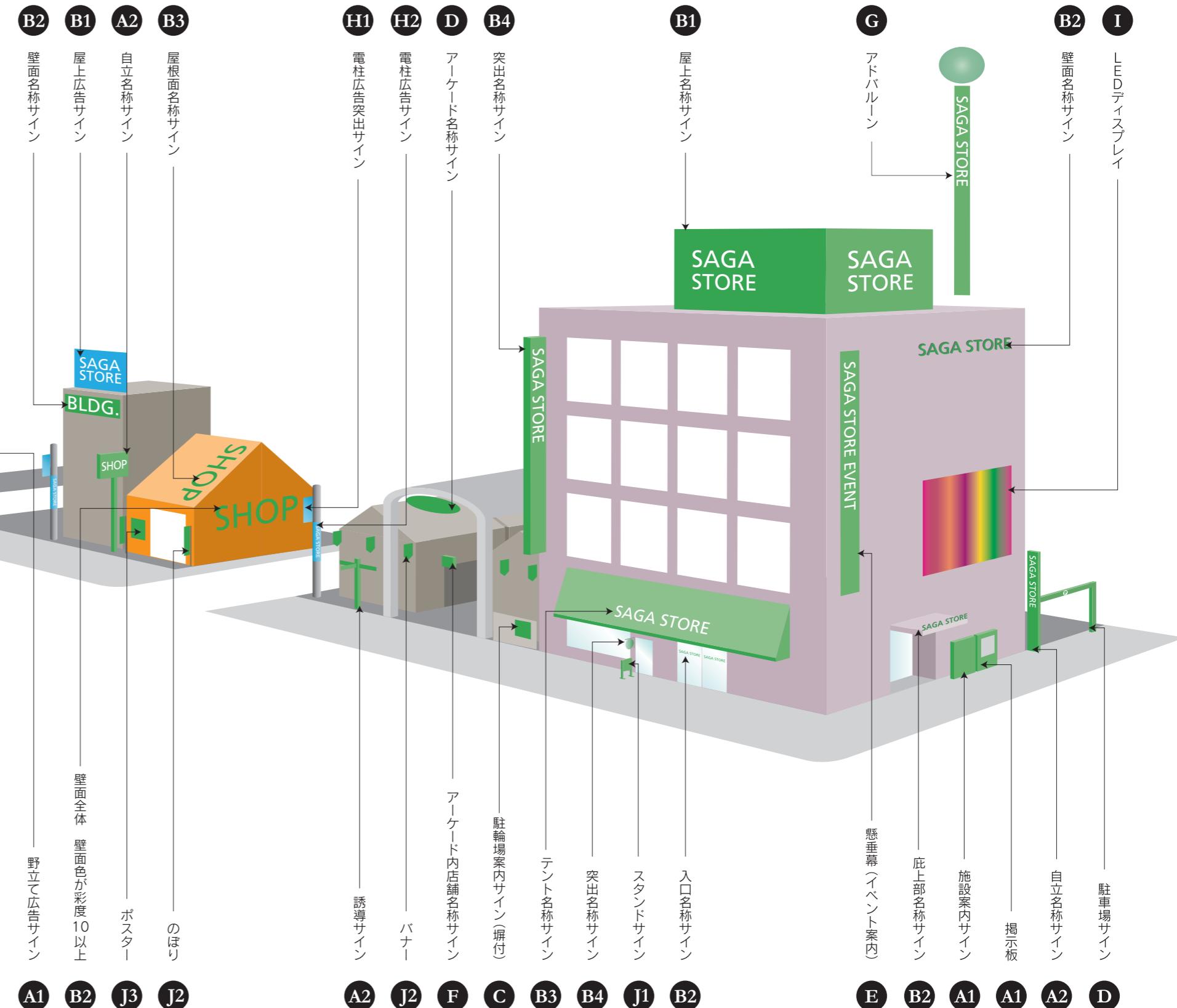
自己の敷地内又は、敷地内建物等に掲示する屋外広告物のことです。

一般用広告物 右図の青色の広告物（緑色の広告主が掲示する場合）

自己の敷地外又は、道路周辺等に掲示する屋外広告物のことです。

屋外広告物基準 広告物の種類

(A) 建植広告物	(C) 壁又は垣を利用する広告物	(I) 発光可変表示式屋外広告物
(A1) 広告板	(D) アーチ広告	(J) 簡易な広告物
(A2) 広告塔	(E) 広告幕	(J1) 立看板
(B) 建築物を利用する広告物	(F) アーケードに添加する広告物	(J2) 広告旗
(B1) 屋上広告	(G) 気球広告	(J3) はり紙・はり札
(B2) 壁面広告	(H) 電柱・街灯柱等を利用する広告物	
(B3) 屋根面広告	(I1) 突出広告	
(B4) 突出広告	(H2) 卷付け広告	



※図のサイン名称は一般的に使用している用語です

基準適用除外 (屋外広告物の許可申請を必要としないもの。但し、共通基準 (P.7) を遵守して下さい。)

自家用広告物の表示面積の総合計が 10m² 以内の場合は適用除外 (建植広告の場合は高さ15m 以下)管理用広告物の表示面積の総合計が 4m² 以内かつ高さが 4m 以下の場合は適用除外

但し、追加設置によりそれぞれの表示面積の総合計が超えた時点で許可申請が必要となります

全ての広告物に関する共通の基準です

1. 周囲の景観に調和し、秩序ある賑わい又は自然美を損なわないような形態、色彩、その他の意匠とすること。
2. 地色は原則として原色、蛍光色又は派手な色彩を避け、蛍光又は発光を伴う塗料又は材料を使用しないこと。
3. 電照を伴うものにあっては、昼間においても良好な景観又は風致を害さないものであること。点滅を伴うものにあっては、その点滅速度又は表示速度は緩やかであること。
4. 広告物等の裏面、側面、脚部等についても美観を損なわないよう塗料その他の装飾がなされていること。
5. 交通標識、交通信号機等と混同せず、又は、これらを遮蔽しないものであること。
しゃへい
6. 広告物等の材料は、容易に腐食せず、損傷しない材料を使用し、又は、有効な腐食若しくは損傷の防止の措置をしたものであること。
7. 設置期間内は良好な状態を保つこと。

広告物の種類	基準	表示面積の計算の仕方は P.19 を参照して下さい
A 建植広告物		
A1 広告板	1面の表示面積は 10m ² 以内 高さは 10m 以下 (自家用広告に限り 15m 以下) 原則として広告物の相互間距離は 100m 以上	
A2 広告塔	1面の表示面積は 10m ² 以内 表示面積の合計は 20m ² 以内 高さは 10m 以下 (自家用広告に限り 15m 以下) 原則として広告物の相互間距離は 100m 以上	
B 建築物を利用する広告物 ※1		
B1 屋上広告	高さは建築物の高さの 1/3 以下かつ 10m 以下 地上から広告物上端までの高さ 50m 以下	
B2 壁面広告	1 壁面の表示面積の合計は、壁面の面積の 1/3 以内かつ 20m ² 以内 表示数 1 壁面につき、同一内容の広告物については 2 個以下 窓等の開口部をふさがないこと	
B3 屋根面広告	1 屋根面の表示面積の合計は、屋根面の面積の 1/3 以内かつ 20m ² 以内 表示数 1 屋根面につき、同一内容の広告物については 2 個以下 窓等の開口部をふさがないこと	
B4 突出広告	突出幅は、壁面から 1.5m 以下 表示面積の合計は 20m ² 以内 路面から広告物の下端までの高さは、歩道上では 2.5m 以上 車道上では 4.5m 以上	
C 墙又は垣を利用する広告物	1面の表示面積の合計は、墙又は垣のそれぞの面の 1/2 以内かつ 20m ² 以内	
D アーチ広告	1面の表示面積は 30m ² 以内 路面から広告物の下端までの高さは、歩道上では 2.5m 以上 車道上では 4.5m 以上	
E 広告幕	大きさは縦 10m 以下 横 1m 以下 路面から広告物の下端までの高さは、歩道上では 2.5m 以上 車道上では 4.5m 以上	
F アーケードに添加する広告物	1 店舗につき 1 個 1 面の表示面積は 1m ² 以内 路面から広告物の下端までの高さは、歩道上では 2.5m 以上 車道上では 4.5m 以上	
G 気球広告	気球の高さは取付位置から 50m 以下 電線、建築物その他のものと接触しないこと	
H 電柱・街灯柱等を利用する広告物	広告物の個数は電柱等 1 本につき 1 個 大きさは縦 1.2m 以下 横 0.5m 以下 突出幅は 0.6m 以下 路面から広告物の下端までの高さは、歩道上では 2.5m 以上 車道上では 4.5m 以上	
H1 突出広告		
H2 卷付け広告	広告物の個数は電柱等 1 本につき 1 個 長さは 1.8m 以下 地上から広告物の下端までの高さは 1.2m 以上	
I 発光可変表示式屋外広告物	1面の表示面積は 8m ² 以内 表示面積の合計は 15m ² 以内 地上から広告物の上端までの高さは 10m 以下 ※備考 1 参照 (P.10 欄外)	
J 簡易な広告物		
J1 立看板	大きさは縦 2m 以下 横 1m 以下 脚の長さは 0.5m 以下	
J2 広告旗	1面の表示面積は 2m ² 以内 道路上に突出しないこと	
J3 はり紙・はり札	表示面積は 1 枚 1m ² 以内 同一内容のものは 1 箇所につき 2 枚以下	

総面積

自家用広告、管理用広告の表示面積の総合計は 100m² 以内、又は建築物の延べ床面積に 10/100 を乗じたもののうちいずれか大きい方の面積以内とします。 (例：延べ床面積 1,200m² の場合は 120m² 以内)

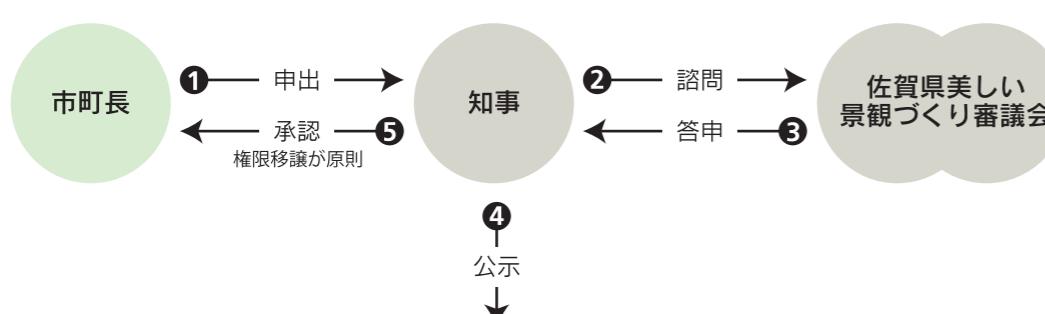
5-5. 屋外広告物基準 特例地区

特例地区の屋外広告物に関する基準は、知事と市町長が協議して独自の許可基準を定める事ができます。

一般的には佐賀県の基準が適用されますが、自然を大切にしたい地区や歴史的な地区等はより厳しく、また逆に賑わいを創出したい地区ではゆるやかな基準にするなど、各地区的特性に合わせて市町が独自の基準を制定する事ができるようになっています。

特例地区の制定は、市町長の申出により次の流れで制定されます。

特例地区設定までの流れ



地区の特性の例

- 自然を大切にしたい地区
- 歴史・文化を大切にしたい地区
- 賑わいを創出したい地区



5-5

5-6. 屋外広告物基準 優秀屋外広告物の特例措置

屋外広告物を景観づくりの観点から見た場合、大きさや色彩の基準を満たしているだけでは良い広告物とは言えません。許可基準は、屋外広告物を設置する方（広告主）、または設計・製作される方々が守る最低限のルールです。

一方、優れたデザインの広告物は地域の魅力を創出する面もあります。

そこで、佐賀県では優秀な自家用広告物には許可基準の緩和（特例措置）を行います。

優秀広告物は、佐賀県美しい景観づくり審議会（屋外広告物部会）の承認が必要となります。

特例措置の申請手続きは、佐賀県まちづくり推進課へお問い合わせください。

優秀屋外広告物の特例措置 基準の緩和

1. 自家用広告物に限ります	自家用広告物であっても発光可変表示式屋外広告物は緩和の対象外です						
2. 表示面積緩和 基準適用除外	<table border="1"> <tr> <td>第1種許可地区</td> <td>表示面積の合計が$20m^2$以内は基準適用除外 (通常$10m^2$以内)</td> </tr> <tr> <td>第2種許可地区</td> <td>表示面積の合計が$40m^2$以内は基準適用除外 (通常$20m^2$以内)</td> </tr> <tr> <td>禁止区域</td> <td>表示面積の合計が$10m^2$以内は基準適用除外 (通常$5m^2$以内)</td> </tr> </table>	第1種許可地区	表示面積の合計が $20m^2$ 以内は基準適用除外 (通常 $10m^2$ 以内)	第2種許可地区	表示面積の合計が $40m^2$ 以内は基準適用除外 (通常 $20m^2$ 以内)	禁止区域	表示面積の合計が $10m^2$ 以内は基準適用除外 (通常 $5m^2$ 以内)
第1種許可地区	表示面積の合計が $20m^2$ 以内は基準適用除外 (通常 $10m^2$ 以内)						
第2種許可地区	表示面積の合計が $40m^2$ 以内は基準適用除外 (通常 $20m^2$ 以内)						
禁止区域	表示面積の合計が $10m^2$ 以内は基準適用除外 (通常 $5m^2$ 以内)						
3. 表示面積緩和	<table border="1"> <tr> <td>第1種許可地区</td> <td>許可表示上限面積の1.5倍以内</td> </tr> <tr> <td>第2種許可地区</td> <td>許可表示上限面積の1.5倍以内</td> </tr> </table>	第1種許可地区	許可表示上限面積の1.5倍以内	第2種許可地区	許可表示上限面積の1.5倍以内		
第1種許可地区	許可表示上限面積の1.5倍以内						
第2種許可地区	許可表示上限面積の1.5倍以内						
4. 総面積緩和の例	<table border="1"> <tr> <td>第1種許可地区</td> <td>表示面積の合計が$150m^2$以内 (通常$100m^2$以内) 又は建築物の延べ床面積に$15/100$を乗じたもののうち (通常$10/100$) いずれか大きい方の面積以内</td> </tr> <tr> <td>第2種許可地区</td> <td>表示面積の合計が$225m^2$以内 (通常$150m^2$以内) 又は建築物の延べ床面積に$22.5/100$を乗じたもののうち (通常$15/100$) いずれか大きい方の面積以内</td> </tr> </table>	第1種許可地区	表示面積の合計が $150m^2$ 以内 (通常 $100m^2$ 以内) 又は建築物の延べ床面積に $15/100$ を乗じたもののうち (通常 $10/100$) いずれか大きい方の面積以内	第2種許可地区	表示面積の合計が $225m^2$ 以内 (通常 $150m^2$ 以内) 又は建築物の延べ床面積に $22.5/100$ を乗じたもののうち (通常 $15/100$) いずれか大きい方の面積以内		
第1種許可地区	表示面積の合計が $150m^2$ 以内 (通常 $100m^2$ 以内) 又は建築物の延べ床面積に $15/100$ を乗じたもののうち (通常 $10/100$) いずれか大きい方の面積以内						
第2種許可地区	表示面積の合計が $225m^2$ 以内 (通常 $150m^2$ 以内) 又は建築物の延べ床面積に $22.5/100$ を乗じたもののうち (通常 $15/100$) いずれか大きい方の面積以内						

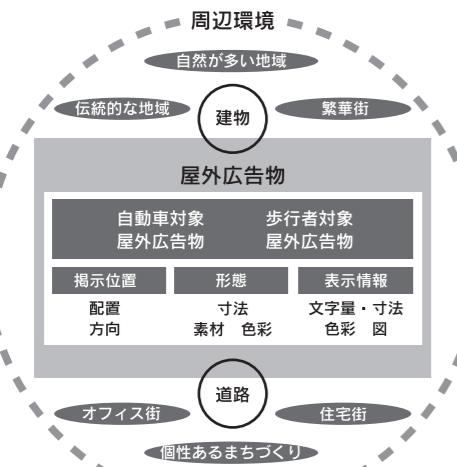
優秀屋外広告物の承認ポイント

承認には次のような事項等を総合的に満たしているかを審査します

- 地域特性や建物と調和しているか
- 街並の連續性を乱さないように配慮されているか
- 眺望（遠・中・近景）を遮蔽しないように配慮しているか
- 信号機、交通標識等を遮蔽しないように配慮しているか
- 地域感情に配慮し好感を持てるものか
- デザインコンセプトに優れ、表現の完成度が高く好感が持てるか

6-1 デザインの視点 周辺環境との調和

より良い広告物をつくるためには、現場を確認し、全てのバランスを考慮しましょう。



周辺環境との調和	建物との調和	道路との調和
森林や田園風景 稜線やスカイラインを 遮らないデザイン	建物と一体感のある デザイン	通りの連続性を 遮蔽しないデザイン
まちの個性と 一体感のあるデザイン		信号・標識などを 遮蔽しないデザイン
↑		
屋外広告物のバランス		
対象者に対しての 表示の角度・高さ	本体のデザインの 大きさと素材・色彩	自動車スピード、歩行者等 対象者に応じた可読性

自然環境との調和



稜線やスカイライン、森林を遮らない

自然環境では形態や大きさを突出しないものとします。
遮るものも少なく、自動車スピードも遅いため小さく、低いものでも効果があります。
素材や色彩を自然に近いもの、石や木、それに近い色にすると違和感のないものになります。



本体は金属ですが
塗装色と形態で
自然環境に調和



地色に自然環境と対比しない
色相、明度、彩度とし、
店名にコントラストをつける
ことで、美しく効果が高い屋
外広告物

賑やかなまち・まちづくりなどとの調和



賑やかな屋外広告物が
まちを彩る

無秩序に計画をするのではなく
掲示する周辺の広告物との配色や
仕様素材に統一感を持たせます。

華やかなネオン群は景観的配慮か
ら見て決して好ましくはありませんが、繁華街の限られた地区では
観光資源として街を彩ります。

統一した屋外広告物が
まちをつくる

それぞれの店舗の屋外広告物の
形態、素材、色彩等を統一すること
により、そのまちのイメージをつくり
だします。

来訪者はそのまちに入ったことが
自然に感じられ、良いイメージは
旅の期待感を持たせます。

屋外広告物は個性あるまちづくり
の取り組みに一役を担う

まちづくりのテーマ、コンセプトを
理解しイメージを統一します。
地域の素材を使用する、
形態や色彩を調和させることで
まちを演出します。
まち全体のイメージアップは
個々の店舗のイメージアップにも
つながります。



道路空間との調和

街路空間を創出する屋外広告物
無機質になりがちな高層ビル街では、低層部に賑わいを持たせます。
近隣建物のファサードと高さ、素材、イメージなどを合わせ連続した歩道空間をつくります。



連続した並木景観をつくる

歩行者に対しての広告物は
高さを抑えシンプルな形態とし、
ガラス、木、石など植栽の緑と調和
する素材を使用します。

連立する広告物は高さを揃える、
形態を統一するなど
広告物に連続性を持たせます。

6-2. デザインの視点 デザインの手法

建物を広告物と考える



建物全体で表現するデザイン

建築設計の段階から計画します。建物の価値があがる高品質な表現とします。広告物の訴求対象を明確にし(自動車・歩行者・入店前など)それぞれの広告物を効果的に配置し、建物全体とのバランスをとります。

広告旗の改善を考える



広告旗の特性を活かしたデザイン

広告旗(のぼり)は軽快で、風にたなびき、誘目性が高い。また、安価なため数多く設置しまちの景観に悪影響を及ぼす場合が多い。

その特性を利用し、美しく高品質なデザインとし、まちや通りに賑わいを持たせまた、店舗のイメージアップを図る。

建物との調和を考える



建物に合わせるデザイン

形状、素材、色彩等を、建物と統一したデザインにします。建物に店舗のブランドイメージを持たせている場合には、より効果的にイメージを伝えます。



建物と対比させるデザイン

無機質な空間で、シンボル性の高い斬新なデザイン。この場合、特に公共的な影響が強いので十分に高品質なものとすることが大切です。

情報量を考える



共生しながら個が生きるデザイン

複合して掲示される屋外広告物は、掲示寸法、表示内容等、他との広告物とのバランスをとることが大切です。また、大型の自動車に対して掲示するものは一瞬で内容が把握できることが必要です。文字は可視角度、視認距離に応じた大きさ、判読できる文字量、表現とします。

また、地色と文字色にコントラストを高くすると視認性が増します。

屋外広告物の掲載文字量を増やし、多色で他店より目立とうとする傾向があるが、複合して掲示される場合、特に逆効果です。写真の、左ビルの広告物はそのどちらも多色で情報満載であるが、互いに打ち消し合いその横にある中央のビル広告のシンプルさが際立つ。

利用者対象別に考える



対象者に応じたデザイン

自動車用、歩行者用等対象者別に応じた大きさ、情報量などとします。

左写真の場合、それぞれの対象者に応じた広告物の表現を統一し、自動車スピードでも遠方から色で一見して業態を把握でき、駐車場入口、店内入口を色で明確に伝えています。

情報伝達方法を考える



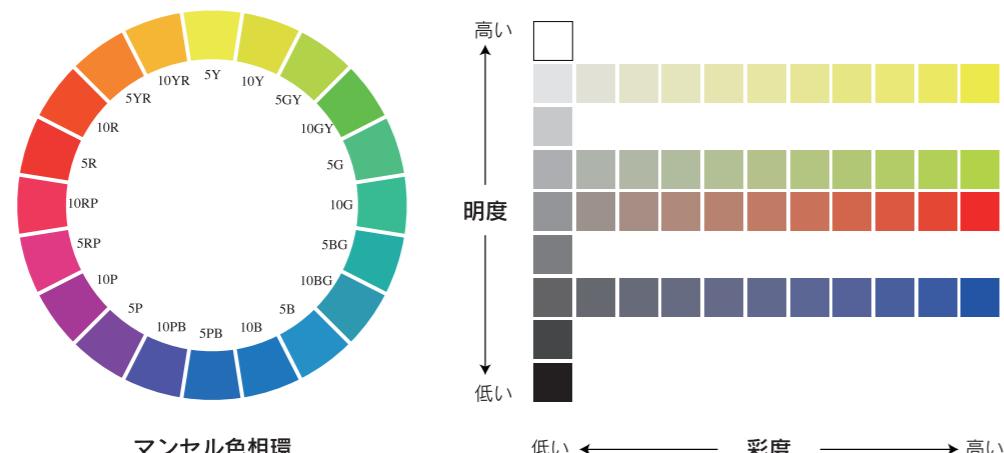
少ない情報量で効果的に伝えるデザイン

瞬時に視認・判読できる、認知度が高いブランドマークやシンボルマークは効果的です。ピクトグラム(絵文字)を使用することも、少ない情報量で効果的に業態を伝えます。



6-3. デザインの視点 基礎資料

色彩 屋外広告物の配色をする際に、目立つとされる明度や彩度が高い派手な色を使用することがあります。また、表示の地色と文字との配色によります。例：賑やかで派手な色が多い場所では、かえって地味な色の方が目立つことがあります。



基本的に同じ条件下での明度差が大きいと視認性が高い配色となります。



色相を対比させると視認性が高くなります。赤と緑のように明度差が小さいと視認性は低くなります。

文字 遠くからでも認識できる視認性（可視性）と、内容が読むことができる判読性（可読性）を考慮する必要があります。上記の色彩の他、文字の書体、文字の大きさと量、それを読む距離・角度、スピード（移動中、停止）、また照明などにより判読性は変わってきます。

道路標識の文字寸法

自動車速度／時速	日本語文字高
30km 以下	100mm
40~60km 以上	200mm
70km 以上	300mm
高速道路	500mm

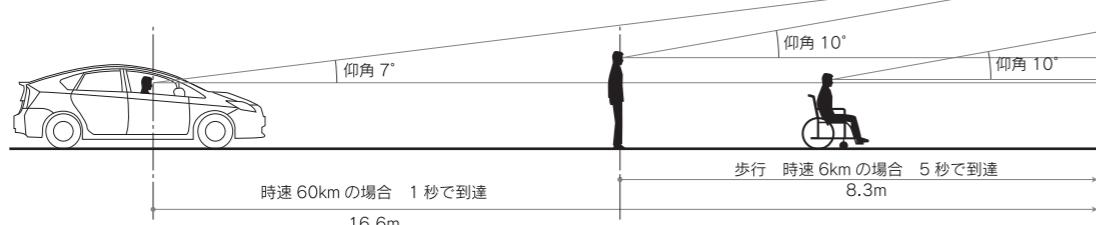
※歐文は大文字は日本語の 1/2
小文字は日本語の 3/4
※道路状況により縮小、または 1.5 倍となる場合があります
※道路標識設置基準に基づく

左記の表は現在道路標識で使用されている文字の大きさです。これを参考に読みにくい文字は表示しないこと、必要以上に大きくしないことなどに留意しましょう。

一般的に、下地を濃い色、文字を薄い色で表示すると判読性が高くなり、文字は画数が少いほうが判読性は高くなります。また、文字の太さは文字高の 10%程度が判読性がよいとされています。

山川 山川 空広 遮蔽 佐賀 佐賀
左の方が視認性が高い 左の方が視認性が高い 左の方が視認性が高い
注：ただし、読みなれた文字は瞬間に判読できます。

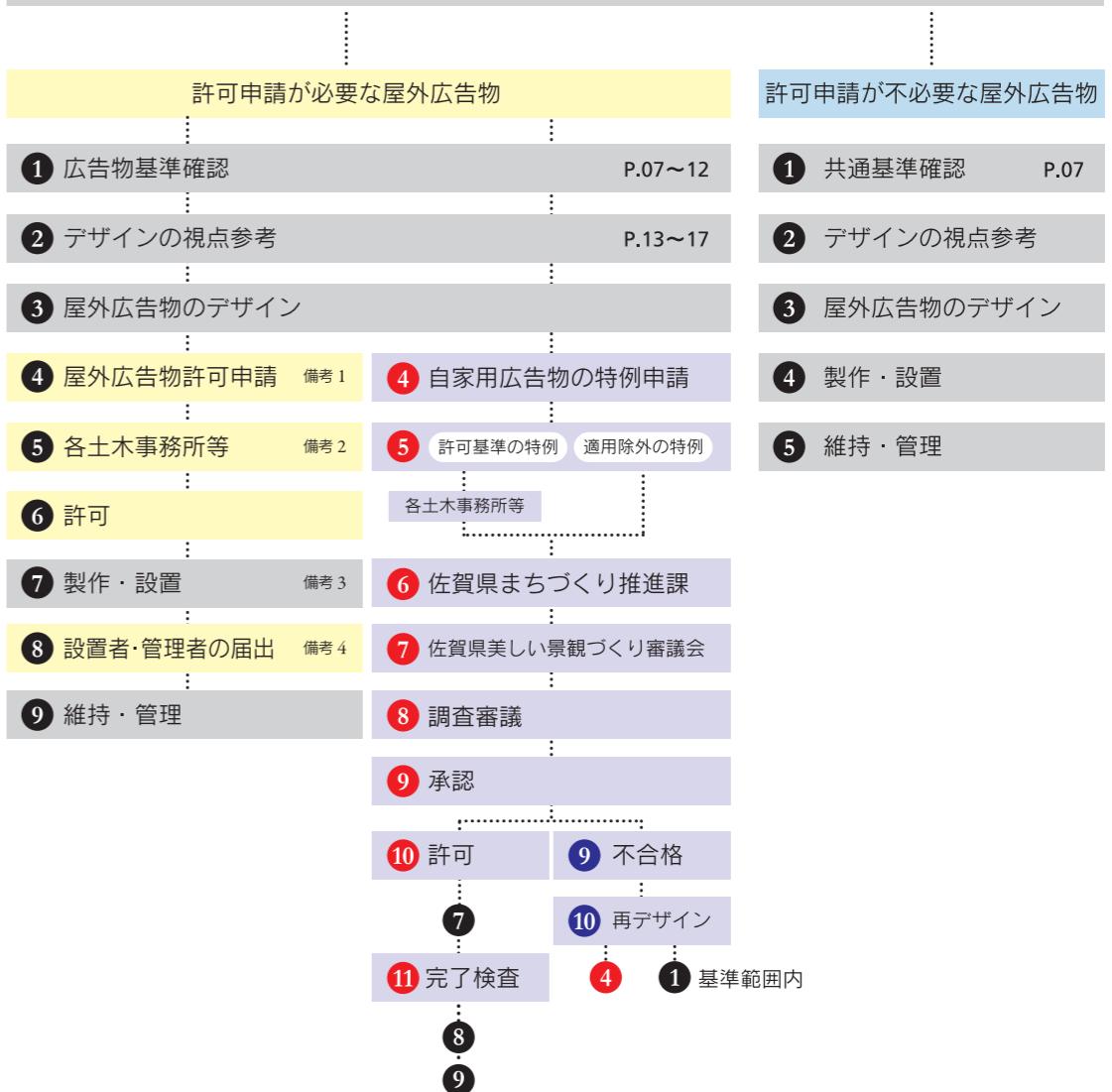
利用者による視認距離の違い



※「公共交通機関旅客施設のサインシステムガイドブック」／交通エコロジー・モビリティ財団他を参考に作図

7. 屋外広告物手続きの流れ

1. 広告物を掲示する許可地域の確認 P.04
2. 許可地域における基準適用確認 P.08~12



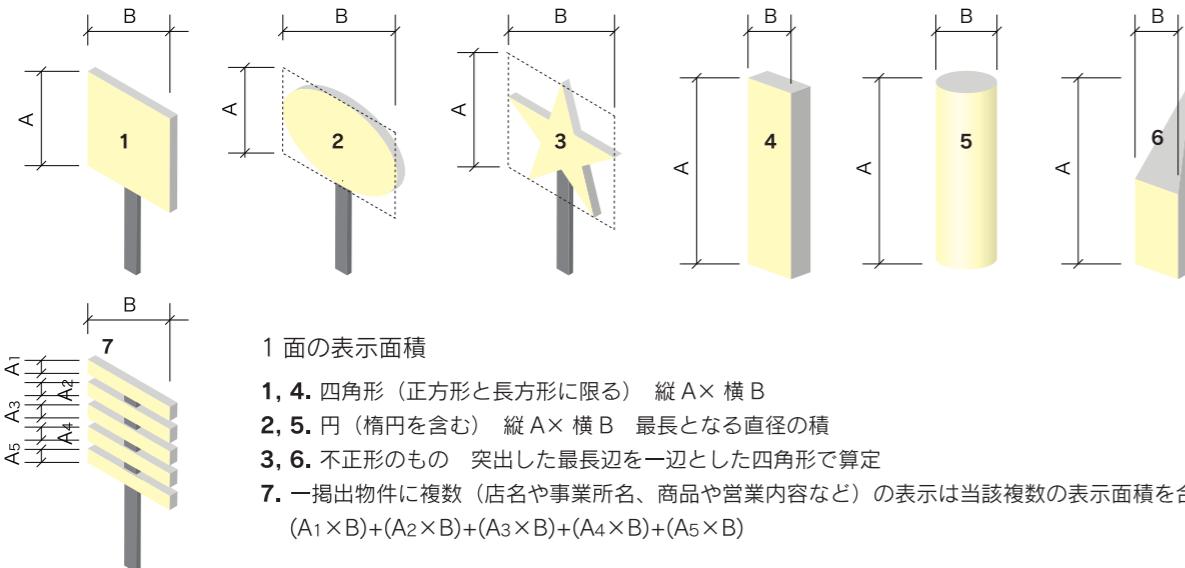
備考

1. 屋外広告物届出の他に、広告物が高さ 4m を超える工作物にあたる場合は、建築確認申請が必要になります。また、道路にはみ出る場合は、道路占用や道路使用許可等の申請が別途必要です。それぞれ申請先が異なり、また許可までの期間を要しますので、設置までに余裕を持ったスケジュールを立て必要があります。屋外広告物の許可是、申請から許可まで約 2 週間を要します。(特例申請を除く)
2. 屋外広告物許可申請先はガイドライン P21 を参照ください。
3. 屋外広告物の設置を業としている人で、県内に設置をする場合は、佐賀県の「屋外広告業の登録」が必要です。
4. 許可を受けた広告物（簡易な広告物を除く）には管理者の設置が必要です。建築基準法上建築確認が必要な広告物の管理者は 1、2 級建築士又は屋外広告士の有資格者に限られています。※登録制度の詳しい内容は、佐賀県まちづくり推進課へお問い合わせ下さい。

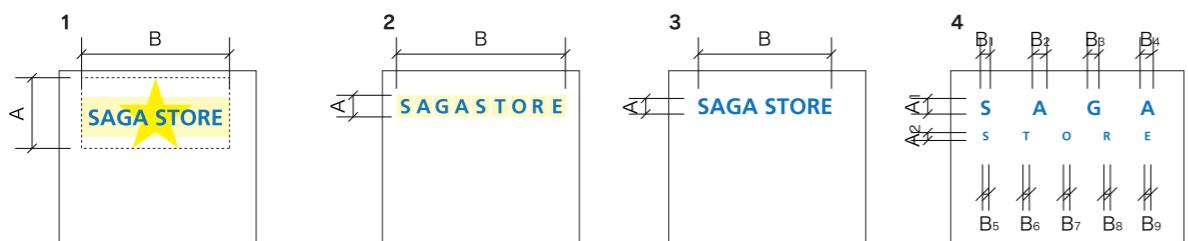
8. 表示面積の算定

表示面積の算定

A 建植広告物



B 建築物を利用する広告物（壁面広告）

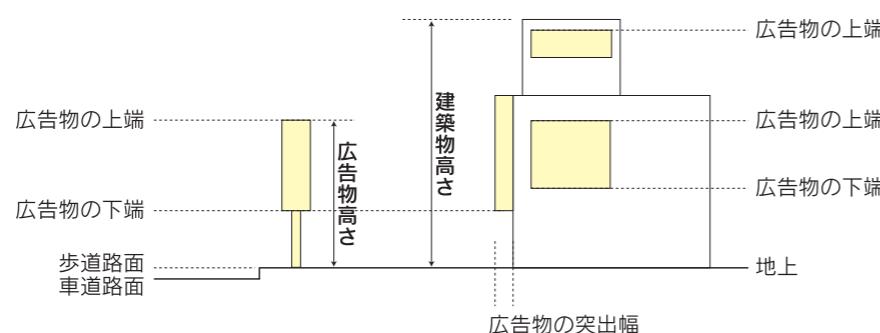


表示面積

- 板状のもの 縦 A × 横 B (不正形のもの 突出した最長辺を一辺とした四角形で算定)
- 複数のものが集合してひとつの広告物を表示するものは全体を四角形で算定 縦 A × 横 B
- 表示の間隔が 2 個（2 文字）分以上離れている場合は 個々の合算で算定する

$$(A_1 \times B_1) + (A_1 \times B_2) + (A_1 \times B_3) + (A_1 \times B_4) + (A_2 \times B_5) + (A_2 \times B_6) + (A_2 \times B_7) + (A_2 \times B_8) + (A_2 \times B_9)$$

算定に関する用語



9. 違反広告物に対する措置

違反広告物に対する措置・罰則

1. 簡易除却

条例に違反している簡易広告物は、県や県が委任した者（委託業者、ボランティア団体等）が除却することが認められています。

2. 勧告

条例に違反している広告物の設置者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することあります。

3. 許可の取り消し

以下に該当するときは、許可を取り消すことがあります。

許可の条件に違反したとき

許可を受けた者が、許可を受けずに広告物について改造その他の変更をしたとき

管理者を設置していないとき

県の措置命令に従わないとき

偽りその他不正の手段により許可を受けたとき

4. 違反者の公表

以下に該当するときは、違反者の氏名等を公表することができます。

勧告を受けた者が、勧告に従わないとき

屋外広告業の登録を取り消し、又は営業の停止を命じたとき

5. 措置命令

違反者の公表をしても、なお勧告に従わない者に対しては、除却を命令することができます。

6. 略式代執行

勧告や措置命令の際、違反者を特定できない場合は、県自ら必要な措置を行うことがあります。

7. 行政代執行

措置命令に従わない場合は、県自ら必要な措置を行い、その費用を違反者に請求することができます。

8. 罰金

悪質な条例違反に対しては、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科すことがあります。

屋外広告物担当窓口／問い合わせ・連絡先

屋外広告物に関する許可地域・許可基準等については、下記の土木事務所、自治体へお問い合わせください。

事務所名 担当課・係	所在地 電話番号	所管区域
佐賀市 建築指導課	〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 TEL: 0952-40-7172	佐賀市
佐賀土木事務所 管理課 道路・開発担当	〒840-0854 佐賀市八戸2-2-67 TEL: 0952-24-4346	多久市 小城市
神埼土木事務所 管理課 管理担当	〒842-0007 神埼市神埼町大字鶴3542 TEL: 0952-52-7660	神埼市 吉野ヶ里町
鳥栖土木事務所 管理課 管理担当	〒841-0051 鳥栖市元町1234-1 TEL: 0942-83-4176	鳥栖市 基山町 上峰町 みやき町
唐津土木事務所 管理課 管理担当	〒847-0861 唐津市二夕子3-1-5 TEL: 0955-73-2863	唐津市 玄海町
伊万里土木事務所 管理課 管理担当	〒848-0041 伊万里市新天町122-4 TEL: 0955-23-4152	伊万里市 有田町
武雄市 都市計画課	〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和1番地1 TEL: 0954-23-9418	武雄市
武雄土木事務所 総務管理課 管理担当	〒843-0023 武雄市武雄町大字昭和265 TEL: 0954-22-4184	大町町 江北町 白石町
鹿島土木事務所 管理課 管理担当	〒849-1311 鹿島市大字高津原3400 TEL: 0954-63-3221	鹿島市 嬉野市 太良町

佐賀県 県土づくり本部
まちづくり推進課
景観担当

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59
TEL: 0952-25-7326
ホームページ <http://www.pref.saga.lg.jp/web/keikan>

佐賀県屋外広告物ガイドライン

策定
平成22年3月
佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課
〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
TEL: 0952-25-7326 FAX: 0952-25-7314
EMAIL: machidukuri@pref.saga.lg.jp

編集
佐賀県屋外広告物ガイドライン策定業務 ワーキング部会
主査 武山 良三／富山大学芸術文化学部
委員 中牟田 麻弥／有限会社メッド
梅本 幸治／株式会社ピー・エー・デザイン
松下 美紀／松下美紀照明設計事務所
児玉 康子／有限会社こだま商美社
山田 貴史／株式会社ジーエー・タップ

アドバイザー
佐藤 優／九州大学大学院芸術工学研究院
幸尾 孝之／佐賀県屋外広告美術協同組合

業務委託
社団法人日本サインデザイン協会
〒113-0033 東京都文京区本郷3-25-11 池田ビル2F
TEL: 03-3818-8537 FAX: 03-3818-1291
EMAIL: sda@sign.or.jp
URL: <http://www.sign.or.jp>

本書の全部または一部を無断で複写複製することは、
著作権法上の例外を除き禁じられています。
複写を希望される場合は必ず発行者までご連絡ください。